

Press Release

兵庫労働局発表 平成30年11月29日 兵庫労働局労働基準部監督課

照会先

課 長主任監察監督官

嶋田 憲嗣 高岡 拓史

電話 078 (367) 9151 FAX 078 (367) 9165

報道関係者 各位

近畿2府4県労働局が合同でトラック運送事業者を一斉監督指導

兵庫労働局(局長 畑中 啓良)をはじめとする近畿2府4県の労働基準監督署は、本年9月に一斉に貨物自動車運送事業(トラック運送事業)のうち長時間労働が懸念される事業場等に対して実施した、長時間労働による過労運転防止のための法定労働条件の確保、改善基準(注1)の遵守等の監督指導(注2)の実施結果の概要を以下のとおり取りまとめました。

なお、この一斉監督指導は、トラック運送事業を含む運輸業・郵便業が業種別で見た場合、脳・心臓疾患に係る 労災補償の請求、決定及び支給件数とも最も高いという問題があることから行っています。

監督指導実施結果の概要(近畿2府4県)

	件数	違反率
監督指導実施事業場	128件	_
法違反事業場	104件	81.3%
改善基準違反事業場	67件	52.3%

労働時間違反の 主な要因は 人員不足 取引先の都合(納品待機等)

主要な違反事項/違反率(近畿2府4県)

	労働基準法関係	違反率	安全衛生法関係	違反率	改善基準	違反率
1	労働時間	53.1%	特定健康診断	9.4%	最大拘束時間	37.5%
2	割増賃金	28.1%	定期健康診断	4.7%	総拘束時間	32.8%
3	賃金台帳	27.3%	産業医	3.9%	休息期間	24.2%
4	労働条件明示	18.8%	衛生管理者	3.1%	連続運転時間	21.1%

今後の方針

労働基準法等に関する違反が高いため、今後とも監督指導を継続し、重大、悪質な事案については、司法処分を行います。

トラック運転者の長時間労働は、集荷・配達時間等の発注条件の制約等取引先の都合が要因の一つとなっているため、発注者に対して発注条件等での十分な配慮を行うよう引き続き要請していきます。(注3)

また、トラック運送事業者、荷主、労働団体、行政機関等から組織された「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」(注4)においても、トラック運送業の取引環境改善・長時間労働抑制に向けた環境整備を図ることとしています。

監督指導実施結果

1 法違反等事業場の状況

監督指導の実施件数は、138件で、このうち法違反が認められ、是正を指導した事業場は115件、法違反率は83.3%でした。

また、改善基準違反が認められ、改善を指導した事業場は73件、改善基準違反率は52.9%でした。

2 労働基準法の主要な違反事項

		違反事項	違反 件数	違反率	違反の内容
	労働基準法第32条 (労働時間)		68件	53.1%	◎時間外・休日労働協定を締結・届出せず、法定労働時間を超えて労働させているもの。◎時間外・休日労働協定で定めた限度時間を超えて労働させているもの。
労働時間・ 割増賃金関係	同法	同法第37条(割増賃金)		28.1%	◎法定時間外労働、深夜労働(原則、
刮垣貝並渕派 	内訳(延べ件数	時間外労働に対するもの	27件	21.1%	午後10時から午前5時)を行わせ、 通常賃金の2割5分以上の割増賃金 を支払っていないもの。 ⑤法定休日労働を行わせ、通常賃金 の3割5分以上の割増賃金を支払っ ていないもの。
		休日労働に対するもの	2件	1.6%	
		深夜労働に対するもの	11件	8.6%	
	労働基準法第15条 (労働条件の明示)		24件	18.8%	◎雇い入れ時に、賃金額、賃金支払方法等 の法定事項を書面交付していないもの。
労働条件明示 等関係	同法第89条 (就業規則の作成等)		21件	16.4%	◎常時10人以上の労働者を使用しているのに、就業規則を作成・届出していないもの。◎就業規則を変更しているのに、変更の届出をしていないもの。
その他	賃金台帳		35件	27.3%	◎賃金支払いの都度、遅滞なく、各労働者 ごとに記入していないもの。◎賃金台帳に時間外労働、休日労働及び 深夜労働の時間数等法定事項を記入して いないこと。

3 労働安全衛生法の主要な違反事項

違反事項	違反件数	違反率	違反の内容
労働安全衛生法第11条(安全管理者)	3件	2.3%	◎常時50人以上の労働者を使用しているのに、法定
同法第12条(衛生管理者)	4件	3.1%	の管理者(安全管理者・衛生管理者・産業医等)を 選任していないもの。
同法第12条の2(安全衛生推進者)	3件	2.3%	◎常時10人以上50人未満の労働者を使用しているのに法定の管理者(安全衛生推進者)を選任して
同法第13条(産業医)	5件	3.9%	いないもの。 ○常時50人以上の労働者を使用しているのに、法定
第17・18条(安全・衛生委員会)	3件	2.3%	の安全・衛生委員会等を設置していないもの。
同法第66条(定期健康診断)	6件	4.7%	◎常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回、 定期健康診断を実施していないもの。
同法第66条(特定健康診断)	12件	9.4%	│ ◎常時深夜業に従事する労働者に対し、6か月以 内ごとに1回、特定健康診断を実施していないもの。

4 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(改善基準告示)の主要な違反事項 (資料参照)

違反事項	違反件数	違反率	違反の内容
総拘束時間に関する違反	42件	32.8%	◎1カ月の拘束時間の限度を超えているもの。※拘束時間:労働時間と休憩時間の合計
最大拘束時間に関する違反	48件	37.5%	◎1日の拘束時間の限度を超えているもの。
休息期間に関する違反	31件	24.2%	◎1日の休憩時間を継続8時間以上与えていないもの。
最大運転時間に関する違反	12件	9.4%	◎1日の運転時間が2日平均で9時間を超えているもの◎1週間の運転時間が2週間ごとの平均で44時間を超えているもの
連続運転時間に関する違反	27件	21.1%	◎運転開始後4時間以内又は4時間経過 直後に30分以上の休憩を確保していないもの。
休日労働に関する違反	4件	3.1%	◎法定休日労働を2週に2回を超えて行わ せているもの。

(参考) 平成28年度乃至同30年度の実施結果

	監督実施事業場	法違反事業場	改善基準違反事業場
平成28年度	128	104(81.3%)	67(52.3%)
平成29年度	142	119(83.8%)	98(69.0%)
平成30年度	138	115 (83.3%)	73 (52.9%)

(注釈)

- 注1 改善基準とは、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(資料参照)を指します。
- 注 2 監督指導とは、賃金の支払いや労働時間管理等が適法に行われているか、職場の設備等が安全基準を満たしているか等を確認するため、労働基準監督官が立ち入り検査することをいいます。労働基準監督官には、事務所・工場への立ち入り、事情聴取や関係書類の検査等の権限が与えられています。

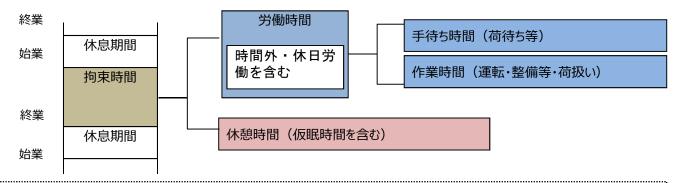
また、監督指導は、事業場の現状を的確に把握するため、原則として予告することなく実施しています。監督指導の結果、法令違反が認められた場合には、是正勧告し、是正を図るよう行政指導を行います。労働災害を生じさせる危険が高い機械・設備や有害物の使用については、使用停止命令等の行政処分を行うこともあります。

- 注3 近畿運輸局及び大阪労働局を始めとする近畿2府4県各労働局は、平成18年度からトラック運送事業者における過労運転防止及び荷役作業による労働災害の防止のため、発注条件等への配慮について、トラック運送業務を発注する荷主関係団体に対する協力要請を行っており、本年度につきましては、平成30年5月、6月に実施しました。
- 注4 月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金(50%以上)についての適用猶予を2023年(平成35年)4月1日までに廃止するという労働基準法の改正があり、特に労働時間の長いトラック運送事業における対策が必要であるとの問題意識から、平成27年度に設置されたもの。同30年度までの4年間活動を行っています。厚生労働省及び国土交通省に「中央協議会」、都道府県労働局及び地方運輸局又は地方運輸支局が「地方協議会」の事務局となっており、今年度の大阪府地方協議会は7月5日に開催し、12月5日に2回目の会議が予定されております。

資料

改善基準告示の概要(トラック運転者)

区 分	主な内容
総拘束時間	1か月 293時間以内 (労使協定を締結した場合には、1年のうち6か月までは、1年間についての拘束時間が3,516時間を超えない範囲で1か月320時間まで延長可)
最大拘束時間	1日 原則13時間以内 延長する場合でも 最大16時間以内(15時間超えは1週2回まで)
休息期間	1日の休息期間は、継続8時間以上 (運転者の住所地での休息期間が、それ以外の場所での休息期間より長くなるように)
最大運転時間	1日の運転時間は、2日平均で9時間以内 1週間の運転時間は、2週間毎の平均で44時間以内
連続運动時間	運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に30分以上の休憩等を確保 (分割する場合は1回につき10分以上の休憩で合計30分以上)
特例	①分割休息期間 業務の必要上、勤務の終了後継続した8時間以上の休息期間を与えることが困難な場合、一定期間(原則として2週間から4週間程度)における全勤務回数の2分の1の回数を限度として、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間経過直後に分割付与可。この場合、分割された休息期間は、1日において1回当たり継続4時間以上、合計10時間以上。 ②2人乗務 1日の最大拘束時間を20時間まで延長可。休息期間を4時間に短縮可(ただし、車輌内に身体を伸ばして休息できる設備がある場合に限る)。 ③隔日勤務の特例 業務の必要上やむを得ない場合には、隔日勤務をさせることが可能。この場合2暦日における拘束時間が21時間を超えず、勤務終了後、継続20時間以上の休息期間を与えること。 ④フェリー乗船 トラック運転者のフェリー乗船時間は原則として休息期間として取り扱います。



拘束時間:始業時刻から終業時刻までの時間。運転時間、荷役作業時間、手待ち時間及び 休憩時間を合計した時間。

休息期間:終業後、次の勤務までの時間。睡眠時間を含む生活時間となり、労働者に とって全く自由な時間となる。

監督指導事例

事例1

改善基準告示を上回る拘束時間を超え、かつ、36協定で定める延長時間の限度を超えて自動車運転者に時間外労働を行わせたもの。

監督署において把握した事実と監督署の指導

改善基準告示で定める自動車運転者の総拘束時間限度(月293時間)を超え338時間の拘束時間が認められ、その結果、36協定で定める上限時間を超え、最大133時間の時間外労働を行わせていた。

その他、最大拘束時間、連続運転時間に関する違反を認めた。

監督署の対応

- ①労働基準法第32条(労働時間)違反を是正勧告
- ②改善基準告示違反を是正勧告
- ③長時間労働抑制及び過重労働による健康障害防止について専用指導文書により指導

事例2

安全衛生体制を確立せず、特定業務従事者(深夜業を含む業務) に対する健康診断や有所見者に対する医師等からの意見聴取を 行っていないもの

監督署において把握した事実と監督署の指導

1 常時50人以上の労働者を使用しているものの、安全管理者、衛生管理が選任していない

監督署の対応

労働安全衛生法第11・12・13条(安全管理者・衛生管理者・産業医の選任)違反を是正勧告

2 深夜乗務を行う自動車運転者について、6か月以内毎の健康診断が実施されていなかった。また、健康診断の結果が有所見である労働者についての医師からの意見聴取を実施していなかった。

監督署の対応

- ①労働安全衛生法第66条(特定業務従事者の健康 診断)違反を是正勧告
- ②労働安全衛生法第66条の4(健康診断の結果についての医師等からの意見聴取)違反を是正勧告

-5